

## 里山林整備推進事業について

～快適で豊かな森林環境の維持を支援いたします～

- 令和9年3月までに市に要望書を提出（途中で予算上限に達することがあります。）
- 令和9年4月から6月に現地調査（森林所有者の方と境界の確認を行います。）
- 令和9年9月に森林所有者と市で10年間の保全管理協定を締結
- **令和10年1月から3月**に全額市の補助で市が森林整備を実施（1回のみです。）
- **協定期間の令和10年4月1日から令和20年3月31日**は森林所有者が森林の維持管理を実施  
(先着順であり、予算額が上限に達した場合は、上記の日程が次年度になります。)

### ※ 注意点

- ①市による森林整備（1回のみ）の内容は、間伐と下草刈りになります。
- ②市による森林整備で伐採した木や刈った草は現地集積になります。
- ③協定期間の10年間は、森林以外の用途に使用できません。
- ④協定期間の10年間は、所有者が下草刈り等の適正な管理を行ってください。
- ⑤協定を途中で解除する場合、市が実施した森林整備に要した経費の全部又は一部について市から請求されます。

